

お済み  
ですか？

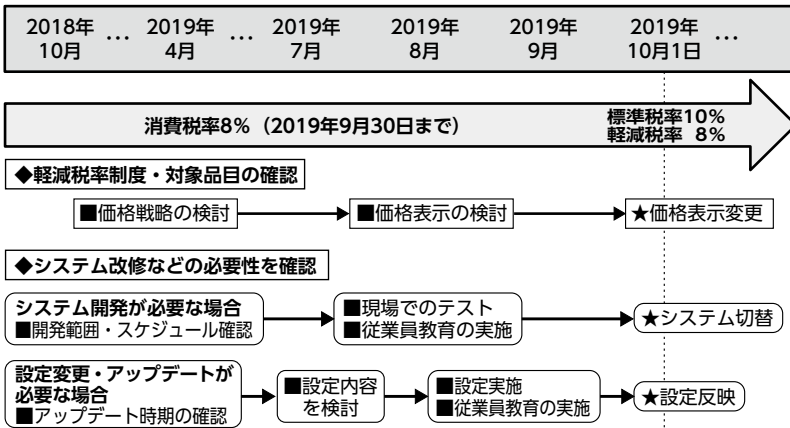
# 第6回 消費税率引き上げ対策 Q&A

## 消費税率改正まで残り4カ月 直前対策のポイント

米田正美 中小企業診断士・  
税理士事務所（青葉区錦町）  
税理士 米田 貴光 氏

10月1日からの消費税率引き上げ・  
軽減税率制度導入までに対応すべきこ  
とは多くあります。  
今回は、制度導入に向けた直前の対  
策ポイントについて解説します。

図. 消費税率改正直前対策スケジュール



### 制度導入に向けた事前準備

まずは、自社で取り扱う商品に軽減税率対象品目が含まれているかを確認することは言うまでもありませんが、顧客対応時に混乱を招く可能性がある事柄について、従業員教育を含めた事前準備を綿密に行う必要があります。

### 店舗システム改修などの必要性を確認

軽減税率対象品目の取り扱いがある場合には、領収証や請求書などへの記載事項が変更になりますので、設定変更がいつから可能になるのか、システム業者などへ事前に確認する必要があります。レジや受発注システムの改修・買い替えが必要となる場合もありますので、早めの対応を心掛けましょう。

また、10月1日から2023年9月30日まで実施される「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載項目に加え、①軽減税率の対象品目である旨、②税率ごとに区分して合計した対価の額」を記載する必要があります。消費税の免税事業者であっても、課税事業者へ軽減税率対象品目を販売する場合、相手方から区分記載請求書などの発行を求められることがありますので、従業員の認識も含め、改めて注意が必要です。

### 軽減税率対策補助金の 締め切りに注意

軽減税率対策補助金を活用する場合、2019年9月30日までに導入または改修し、支払いが完了したものが支援対象となります。5月号で紹介した通り、3つの申請類型がありますので、それぞれの要件について、あらかじめ確認をしておきましょう。

### 価格表示（値札）や POP・カタログの見直し

顧客対応時のトラブルを避けるべく、軽減税率制度への対応準備ができていないか、価格表示や値札、販促品などを見直しましょう。

また、販売価格改定も検討すべきポイントの一つです。これは、自社の利益確保において重要な項目となりますので、慎重に検討してください。

今回の税率引き上げと軽減税率制度導入には、早めの現状把握と対策がポイントとなります。今からでも遅くありませんので、商工会議所の窓口相談などを活用しながら、計画的に準備を進めていきましょう。

問経営支援チーム（TEL265-8127）

建造物の解体工事は、お任せください。  
地域、環境を考え高い技術力で安心な解体作業を行います。



# 翔 (株) 丸 翔

〒983-0013 仙台市宮城野区中野字神明172-2 TEL: 022-388-8685